

第6次基山町総合計画がスタート ～多世代共創による“ちょうどいい”まちづくりを進めます～

基山町はこれまで、住む人や訪れる人にとって満足度 No.1 のまちをめざし、「他よりちょっとアイが大きいまち」を将来像とする様々な取組を進めてきました。

新たな10年間（令和8年度～令和17年度）のまちづくりでは、基山町の誇りである「アイ」を大切にしながら、町民同士が心を通わせ合い、住む人が豊かな生活を送ることができるように、これまでの取組を進化（深化）させます。

さらに、まちの賑わいを創出することで、訪れる人にも親しまれる真に「アイが大きい基山町」の実現に向けて、将来像を『シン・アイが大きい基山町』とします。

また、基山町の立地や暮らしから感じられる“ちょうどいい”まちの雰囲気の中で、あらゆる世代が個々に輝き、交流する「多世代共創」によって新たな価値を生み出していきます。



～多世代共創による“ちょうどいい”まち基山～

基山町は他よりちょっと  が大きいまちです



基山町のシンボル「基山^{きざん}」が大きな誇りです。



基山町は「ひと」が大きな誇りです。



基山町は「愛」が大きな恋人の聖地です。



基山 PA は九州に向けての基山情報の発信基地です。



で、住民のみなさんのアイデアであふれています。

基山町は、たくさんの人が集う「**出会い(i)**」のまちです。

基山町立基山中学校屋内運動場改築基本方針（案）

令和8年5月

基 山 町

【 目 次 】

1. はじめに
2. 計画と条件
3. 計画コンセプト
4. 建替用地の比較検討
5. 概算予算
6. 国庫補助
7. 基本方針策定及び事業のスケジュール

1. はじめに

(1) 目的

本業務は老朽化が進んでいる基山中学校屋内運動場（以下「中学校体育館という。」）の建替えを実施するにあたり、工事期間中の学校教育活動、社会体育への影響及び完成後の施設活用の利便性や教育活動への影響等の課題を検討して、建替場所など改築の基本方針を示すものである。

(2) 改築の基本的な考え方

①教育環境の充実

生徒の安全で質の高い学びを支えるため、競技規則に沿った屋内競技のコートサイズの確保や複数の部活動が同時に活動できる空間を構成します。また、近年の猛暑対策として断熱機能及び空調設備の導入やユニバーサルデザインとしての段差解消、多目的トイレの導入を標準仕様とし、だれもが使いやすい空間設計を行う。

また、建替場所は、生徒の利便性、安全性、学校及び周辺環境へ配慮した場所とし、補助金を活用し町の負担軽減を図るよう長期的・総合的にみて評価できる場所に整備するものとする。

②地域開放とコミュニティの機能強化

学校の教育活動時間外は、地域住民等が利用できる施設とする。そのため、体育館に直接アクセスできる動線の確保を行い、更衣室を設置する。また、周辺住民への騒音対策等についても考慮するものとする。

③防災拠点としての機能強化

災害時に地域住民を守るため、構造の安全性を確保するだけでなく、非常用電源として、太陽光発電、発電機接続用回路の整備についても検討する。

④持続可能性と管理コストの低減

長期的な運用を見据え、自然採光・自然換気・LED照明・高効率空調などを導入するとともにメンテナンスが容易な内外装材の選定を図るなどして、環境と財政に配慮する。

2. 計画と条件 基山中学校体育館

(1) 既存施設概要

- ・面積 1,463.6 m²（体育館 1,378.4 m²、体育館前倉庫 60 m²、体育館前便所 25.2 m²）

(2) 既存建物

- ・体育館（建築年度：S45（1970）総床面積：1,378.4 m² 構造：鉄骨造）
（平成 21 年度耐震補強での一部改修工事完了済み）

※中学校体育館は、耐力度調査(R6)の結果、改築(建替え)の国庫補助対象施設となる。

- ・体育館前倉庫（建築年度：S60（1985）総床面積：60 m² 構造：その他）
- ・体育館前便所（建築年度：S61（1986）総床面積：25.2 m² 構造：コンクリートブロック造）
- ・技術棟：校舎（建築年度：S49（1974）総床面積：328.3 m² 構造：鉄骨造）

(3) 生徒数について

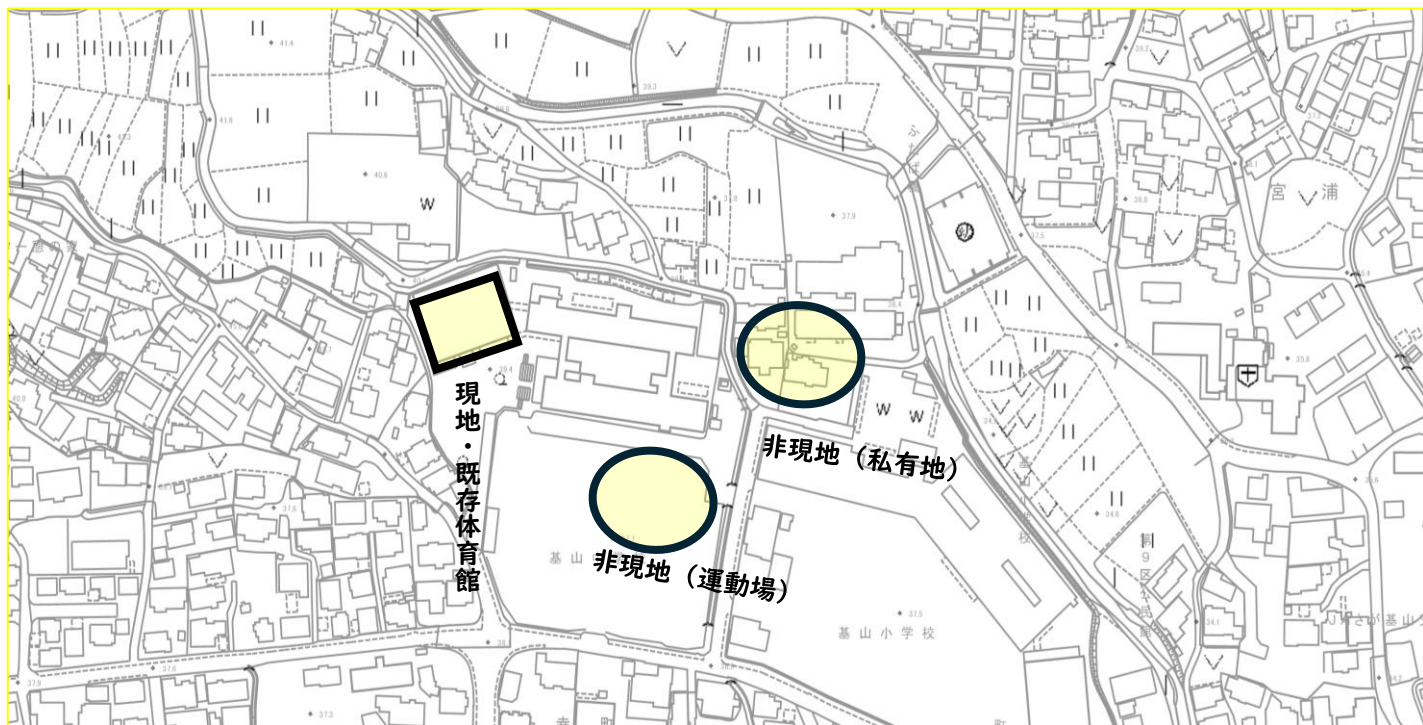
- ・ 1年生 141人 4クラス ・ 2年生 141人 4クラス ・ 3年生 147人 4クラス
- ・ 特別支援 35人 6クラス 合計 429人 18クラス ※今後も生徒数は現状程度の見込み

<国庫補助対象面積基準>

特別支援学級を含む学級数 1～17 学級 1,138 m²

特別支援学級を含む学級数 18 学級以上 1,476 m² (R8 年度:18 学級)

(4) 中学校体育館建替え検討地について



	メリット	デメリット
現地建替え	・ 仮設体育館を設置すれば、完成まで継続して体育や部活動、各種行事での利用が可能	・ 仮設体育館の設置・撤去のコストが発生する ・ 仮設体育館の設置から撤去まで、長期間(約2年間)にわたって運動場が手狭になる
非現地(運動場)	・ 完成するまで旧体育館の利用が可能 ・ 仮設体育館の設置・撤去のコストや私有地取得費用等がない	・ 運動場が狭くなり、体育の授業や部活動に支障が生じる可能性が高い ・ 工事期間中、体育の授業や部活動に支障が生じる ・ 工事期間中、運動場での休み時間を過ごす際に安全面で課題がある
非現地(私有地) ※	・ 完成するまで旧体育館の利用が可能 ・ 工事期間中も生徒に与える影響が少ない ・ 解体後、旧体育館跡地の駐車場等での活用が可能となる	・ 私有地のため地権者の合意形成が必要 ・ 私有地取得のコストが必要 ・ 一体的な学校用地にするため水路の改修及び道路の付け替えでコストが必要

※ 非現地(私有地)については、旧プール跡地や校舎北側エリアも検討したが、道路や川の付け替えの難しさ、運動場への生徒の移動など、課題が多いため、敷地東側のエリアに絞ることとした。

(5) 前提となる計画及び補助

- ・ 計画：基山町公共施設等総合管理計画（令和4年3月改定「公共施設計画」）
- ・ 補助：「学校施設環境改善交付金：改築 1/3 補助（文科省）」

学校教育の機会均等の確保と水準の維持向上を図るため施設整備の経費の一部を補助する。耐力度点数 10,000 点満点で、5,000 点以下が補助対象、調査の結果、基山中学校体育館は対象となる。

3. 計画コンセプト

【工事期間中】

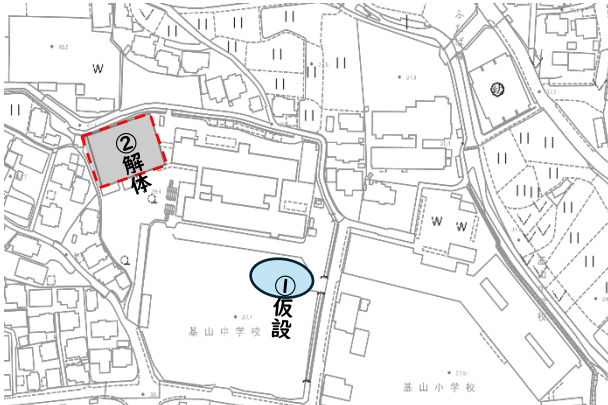
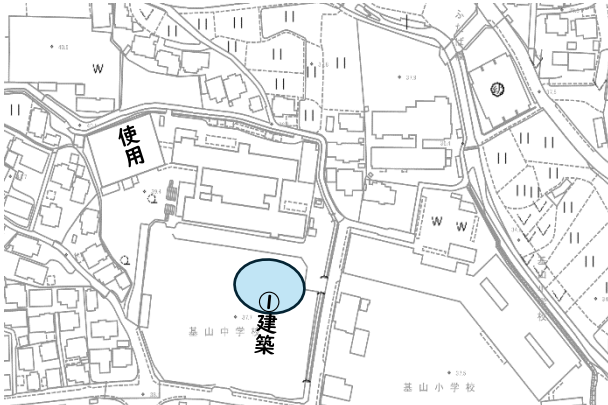
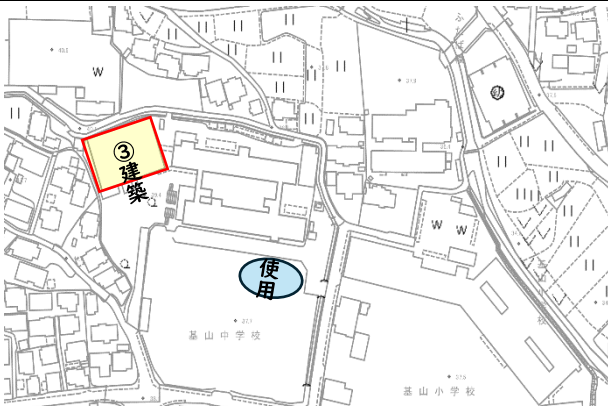
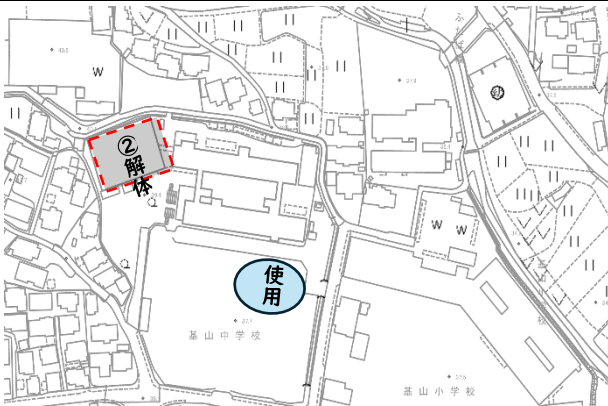
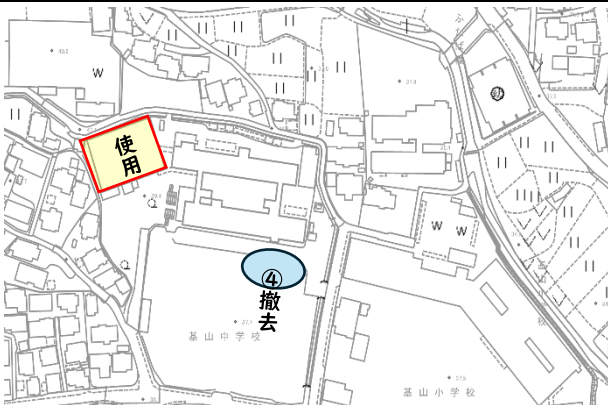
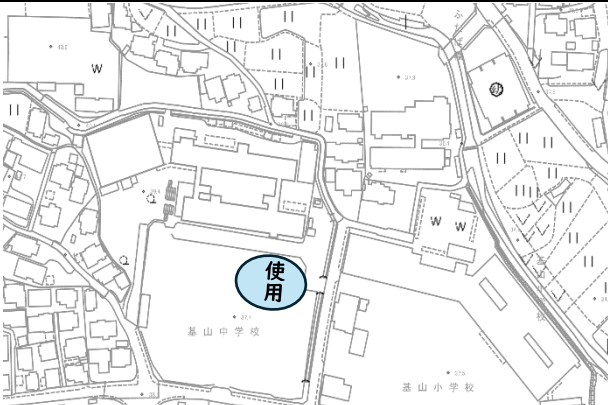
- ・ 工事期間中も生徒が、屋外だけでなく、屋内でも体育の授業や各種行事、部活動等の活動を安心してできるように配慮する。
- ・ 工事期間中の校舎、運動場の利便性、安全性が損なわれないよう考慮する。
- ・ 工事期間中の生徒の安全性や利便性や教育活動に与える影響等を十分に考慮する。

【完成後】

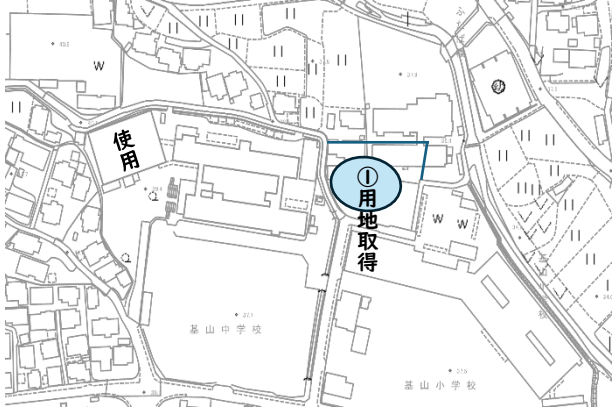
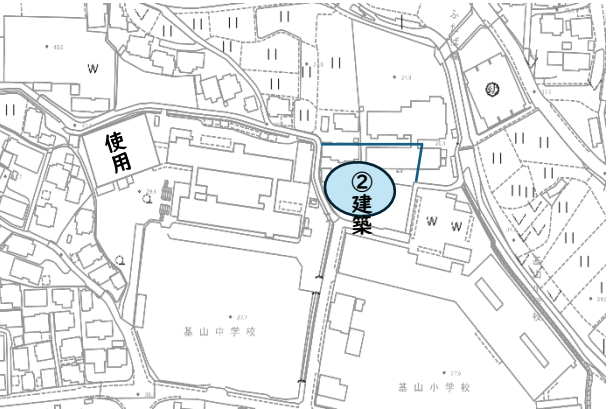
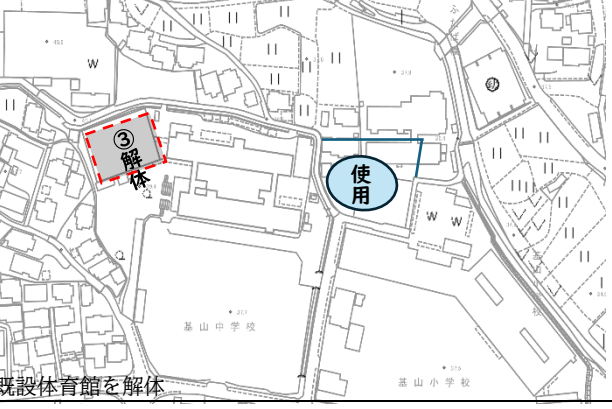
- ・ 体育館への生徒の移動は、教室から靴を履き替えず安全に移動ができるようにする。
- ・ 生徒たちが、体育での利用はもちろん、集会などの各種行事、部活動などでも使いやすい施設とする。
- ・ 生徒のみならず、社会体育など地域住民も使いやすい施設とする。
- ・ 災害時に安心して利用できる施設として整備し、避難所としても利用できるようにする。
- ・ 体育の授業や体育大会の練習のときなど、体育館内から屋外へ、あるいはその逆も含めて、体育館は校舎だけでなく、運動場へのアクセスもスムーズな場所とする。
- ・ 非現地の私有地を取得し体育館を建築する場合は、安全面や利便性に配慮し、学校に隣接した土地を選定し、学校敷地として一体的に利用できる場所とする。

4. 建替用地の比較検討

(1) 建替用地の比較検討

パターン	【1】現地（仮設体育館設置）	【2】非現地（運動場）
概要	仮設体育館を設置し、既存体育館を解体する。 現在地に新体育館を建築し、仮設体育館を撤去。	運動場に新体育館を建築し、既存体育館を解体。
計画	 ①仮設体育館を設置、②既存体育館を解体	 ①新体育館を建築
	 ③新体育館を建築	 ②既設体育館を解体
	 ④仮設体育館を撤去	
仮設	あり	なし
工事手順	①仮設体育館を設置 ②既存体育館解体 ③新体育館建築 ④仮設体育館撤去	①新体育館建築 ②新体育館建築後に既存体育館解体
長所	・ 仮設体育館を建築すれば、継続して使用可能	・ 完成するまで旧体育館の利用が可能 ・ 仮設体育館の設置・撤去コストや私有地取得費用などがない
短所	・ 仮設体育館の設置・撤去コストが発生する ・ 仮設体育館の設置から撤去まで、長期間(約2年間)に、わたって運動場が手狭になる	・ 運動場が狭くなり、授業・部活動に支障が生じる可能性が高い ・ 工事期間中、授業・部活動に支障が生じる ・ 工事期間中、運動場での安全面に課題がある
その他	工期：2年1月 (仮設置3月, 解体4月, 建築16月, 仮設撤去2月) 費用：1,352,000千円 (解体72,000千円, 仮設280,000千円, 建築1,000,000千円)	工期：1年8カ月(建築16月, 解体4月) 費用：1,072,000千円 (建築1,000,000千円, 解体72,000千円)

建替用地の比較検討

パターン	【3】非現地（私有地）
概要	私有地を購入し用地を取得する。 用地取得後、新体育館を建築し、既存体育館を解体。
計画	 ①用地取得
	 ②新体育館を建築
	 ③既設体育館を解体
仮設	なし
工事手順	①私有地取得 ②新体育館建築 ③既存体育館解体
長所	・完成するまで旧体育館の利用が可能 ・工事期間中も生徒に与える影響が少ない ・解体後、旧体育館跡地の駐車場等での利活用が可能 ・水路改修及び道路付け替えで学校用地一体化が可能
短所	・私有地のため地権者の合意形成が必要 ・私有地取得が必要 ・学校用地の一体化に、水路の改修及び道路の付替が必要
その他	工期：1年8カ月（建築16月、解体4月） 費用：1,622,000千円（建築1,000,000千円、解体72,000千円、用地220,000千円、水路・道路改良330,000千円）

(2) 評価表

評価にあたっては、基山小学校の体育館は小学生がフルに使っているため、中学生が利用する余地がない。そのため、中学校に仮設体育館を設置する現地建替えを基準として比較する。

現地(仮設体育館設置)を基準とし、【2】非現地(運動場)及び【3】非現地(私有地)を3段階で評価。

基準とする【1】現地(仮設体育館設置)の点数を全て中央値の2とする。

No	観点	【1】現地 (仮設体育館設置)	【2】非現地 (運動場)	【3】非現地 (私有地)
		現地・仮設有	運動場	校舎東私有地
1	上：工事期間 下：新体育館使用開始までの期間	2年1月	1年8カ月 (建築16月, 解体4月)	1年8カ月 (建築16月, 解体4月)
		//	1年4ヶ月	1年4ヶ月
		2	3	3
2	工事期間中の運動場の利便性	仮設体育館設置の設置で運動場の使用ができるが、期間中やや狭い。	本体の建築工事があるため、屋外での体育や休み時間の活動に大きな影響あり	影響なし
		2	1	3
3	工事期間中生徒の安全性の確保	学校敷地内、運動場での工事のため影響あり	同左	影響は少ない
		2	2	3
4	工事期間中体育館での学校行事への影響	各種行事等において仮設体育館でステージが使えないなどの影響あり	特に影響なし	特に影響なし
		2	3	3
5	工事期間中の部活動等への影響	屋外部活動への影響の他、仮設体育館は高さや広さ、収納箇所等に制限が出るなどの影響あり	工事期間中、屋外部活動への影響が大きい	特に影響なし
		2	1	3
6	建替コスト	仮設体育館の設置及び撤去のコストがかかる	最も効率的	私有地の購入や道路等改良工事等のコストがかかる
		2	3	1
7	完成後の教室等からの移動のしやすさ	1階、2階から安全に移動可能	1階から屋根付きで移動可能	1階から屋根付きで安全に移動可能
		2	1	1
8	完成後の学校や周辺環境への影響	既存体育館と同規模の建替えのため校内外の周辺環境に影響は出ない	周辺への影響はないが、運動場が狭くなり、運動場内に死角ができる	水路の付け替えで大雨時の水害対策が図れる
		2	1	3
9	社会体育等利用者の駐車場の利便性	利便性は変わらない	近くに駐車場がなく、利便性が損なわれる	隣接駐車場を確保できるため、利便性は問題ない
		2	1	2
10	跡地の有効活用の可能性	特に変わりなし	運動場が狭くなるが跡地の活用が可能	跡地の活用が可能
		2	3	3
総合評価		20	19	25

(3) まとめ

以上の結果から、近接する私有地を取得した非現地への建替が最も望ましい。私有地の場合は、用地取得費用が発生するが、工事中も含め運動場の利用に影響がない。建替えのために私有地を取得し、取得した土地を学校敷地と一体化して道路と水路の付け替えを行った場合、技術室北東側の水害対策も行うことができる。さらに、解体後の既存体育館用地は、駐車場利用等を含めて、有効活用ができる可能性がある。以上のように総合評価が高い、近接する私有地への体育館建替えを検討することとする。

また、中学校技術室についても老朽化も進んでいるため、私有地に体育館を建替える場合は、体育館に新技術室を併設することについても検討することが可能となる。

私有地に、建替えを進めるにあたっては、前述したコンセプトをもとに、以下の点に十分配慮する。

① 教育活動・利便性

- ・教室からのスムーズな移動（校舎との接続）
- ・運動場へのアクセス（体育の授業等での活用のしやすさ）
- ・学校敷地の一体化（安全性の確保）

② 地域・防災

- ・地域開放への配慮（使いやすい動線・構造）
- ・災害時の避難所機能（高度な安全性と設備の整備）

③ 持続可能性

- ・コストと質のバランス（将来の教育環境への投資）
- ・工事中の活動保障（授業・行事・部活の継続性）

5. 概算予算

◇基山中学校体育館

現体育館 建築面積 1,463.6 m²（体育館 1378.4 m²＋別棟トイレ 25 m²・倉庫 85.2 m²）

現体育館 1階床面積 1,230.0 m²〔1144.8 m²（平面図 42.4m×27.0m）＋85.2 m²〕

↓

新体育館 建築面積 1,476.0 m²（トイレを室内に設置）

新体育館 1階床面積 1,247.0 m²（43.0m×29.0m：現体育館と同等程度）

<概算工事費>総工費約 16 億円

解体業務 約 7,200 万円（工事費、設計費、支援業務）

建築工事 約 10 億円（建築・電気機械・空調・太陽光等工事、設計、支援業務）

水路道路 約 3 億 3,000 万円（水路改修及び道路付け替え）

用地購入 約 2 億 2,000 万円（用地費・補償費）

仮設業務 約 2 億 8,000 万円（約 2 年間 570 m²の仮設体育館をリースした場合）

6. 補助事業調査

改築に係る補助等

○国庫補助（1/3 補助）

○地方債（充当率 90%、交付税措置 70%）

7. 基本方針策定及び事業のスケジュール

(1) 基本方針策定スケジュール

- ・基本方針素案作成
- ・教育委員会説明
- ・議会説明
- ・小中学校保護者意見交換会
- ・地元（9区）意見交換会

↓

- ・基本方針案作成
- ・教育委員会説明
- ・議会説明
- ・住民・保護者説明会
- ・パブリックコメント

↓

- ・基本方針決定
- ・議会説明・町HP公開

(2) 事業スケジュール

R8（2026） 建替方針（建替場所・方法）決定

R9（2027） 基本設計

R10（2028） 実施設計

R11（2029） 造成・建築工事

R12（2030） 建築・外構工事

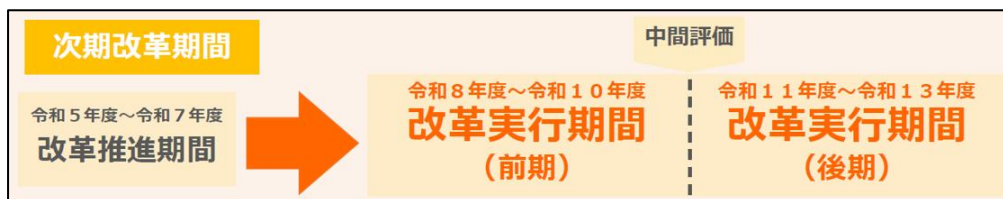
R13（2031） 完成後使用開始、旧体育館解体工事

スポーツ庁と文化庁は令和7年5月に、令和8年度以降の地域展開に向けた取組の方向性を示す「最終とりまとめ」を策定・公表しました。現在、この最終とりまとめをもとに、今後の具体的な方策の検討が進められています。

◆ 改革の理念及び基本的な考え方

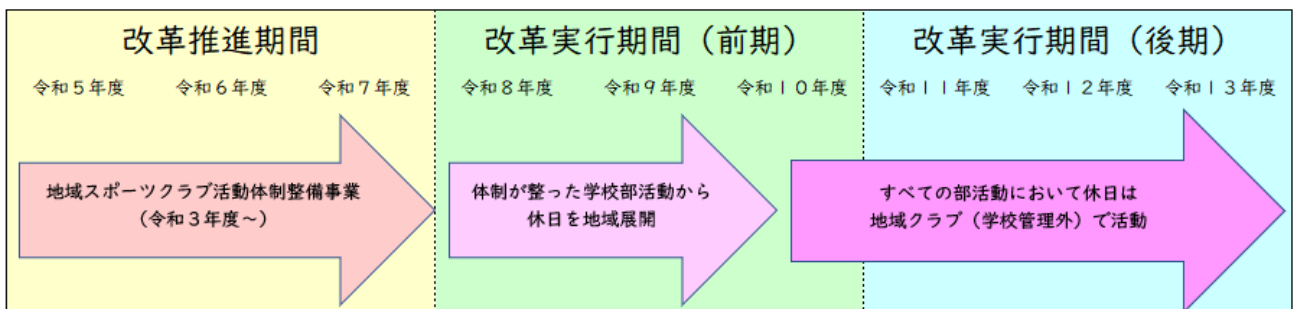
- 将来にわたって生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実する
- 地域全体で関係者が連携して支え、生徒の豊かで幅広い活動機会を保障する
- 地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、新たな価値を創出する

◆ 改革期間



- 休日：改革実行期間内に、原則、全ての部活動において地域展開を実現
- 平日：各種課題を解決しつつ、更なる改革を推進

国の動向を受け、基山町においても改革推進期間に地域スポーツクラブ活動体制を実施し、生徒や保護者の理解を得てきました。今後は、令和10年度9月からすべての部活動における地域展開（基山町認定地域クラブ化）を目指していきたいと考えています。



○基山町認定地域クラブとは、基山町が認定した地域クラブであり、専門的な指導や活動場所、指導者への研修等が提供されます。また、多くの種目で公式大会に出場することができます。

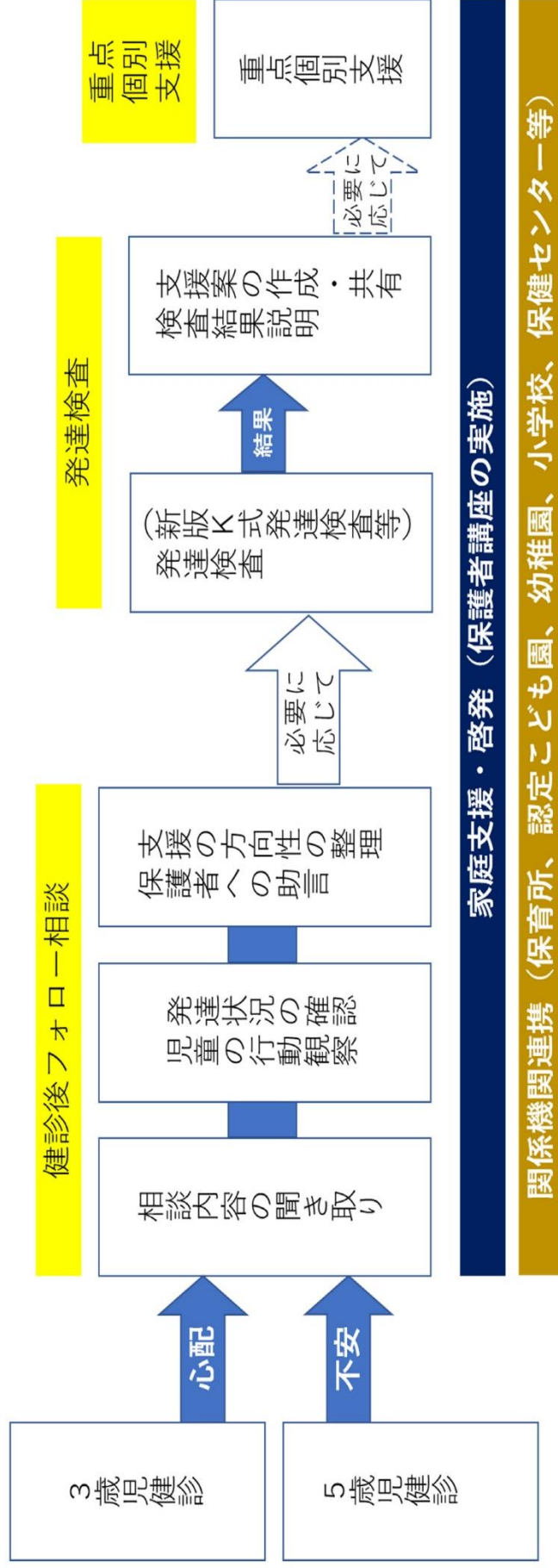
- 令和9年度においては、希望するチームを認定地域クラブとし、自主運営を行っていただきます。
- 令和10年度9月以降は、すべての休日部活動を認定地域クラブとし、自主運営を行っていただくことを目指すために基山町が支援を行っていきます。
- ※認定地域クラブへの申請書類や定期的な報告書類の提出が必要です。
- ※指導者謝金、活動場所の減免等については、補助金等の活用を検討中です。

○平日の部活動においては、令和10年度以降も取り組む予定ですが、より質の高い教育の実施に向けた「教員の働き方改革」を推進するために、部活動の在り方そのものを検討し、平日の活動についても見直していきます。

きやまこども成長サポート事業（支援の流れ）

本事業は、これまで実施してきた「4・5歳児就学準備事業」を見直し、新たに開始される5歳児健診と連動した支援体制として実施するものです。

■事業の流れ



■対象者 基山町在住の3歳児健診対象児及び5歳児健診対象児（年中児）とその保護者（対象児童数：約340人）

5歳児健康診査事業



目的

身体発育状況、基本的生活習慣、メディア利用など家庭環境や養育状態の確認を行い、こどもの特性に合わせた適切な支援に繋がるとともに適切な生活習慣等を身につける見直しや就学に向けた支援を行う。

対象者

年度内に5歳になる幼児（事前に通知）

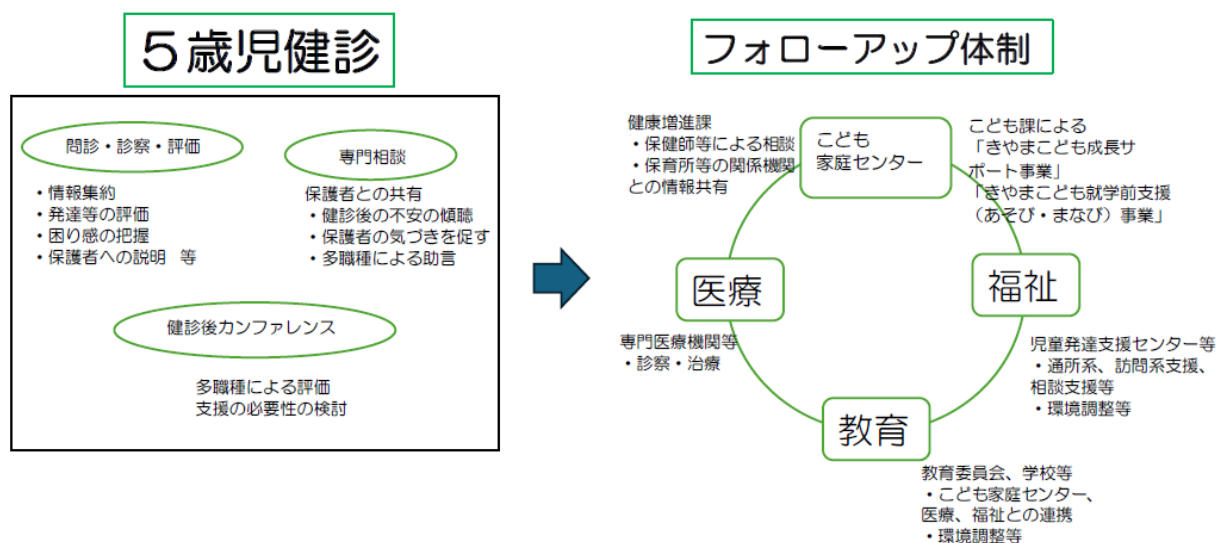
実施方式

保健センターでの集団健診、年6回



健康診査の内容

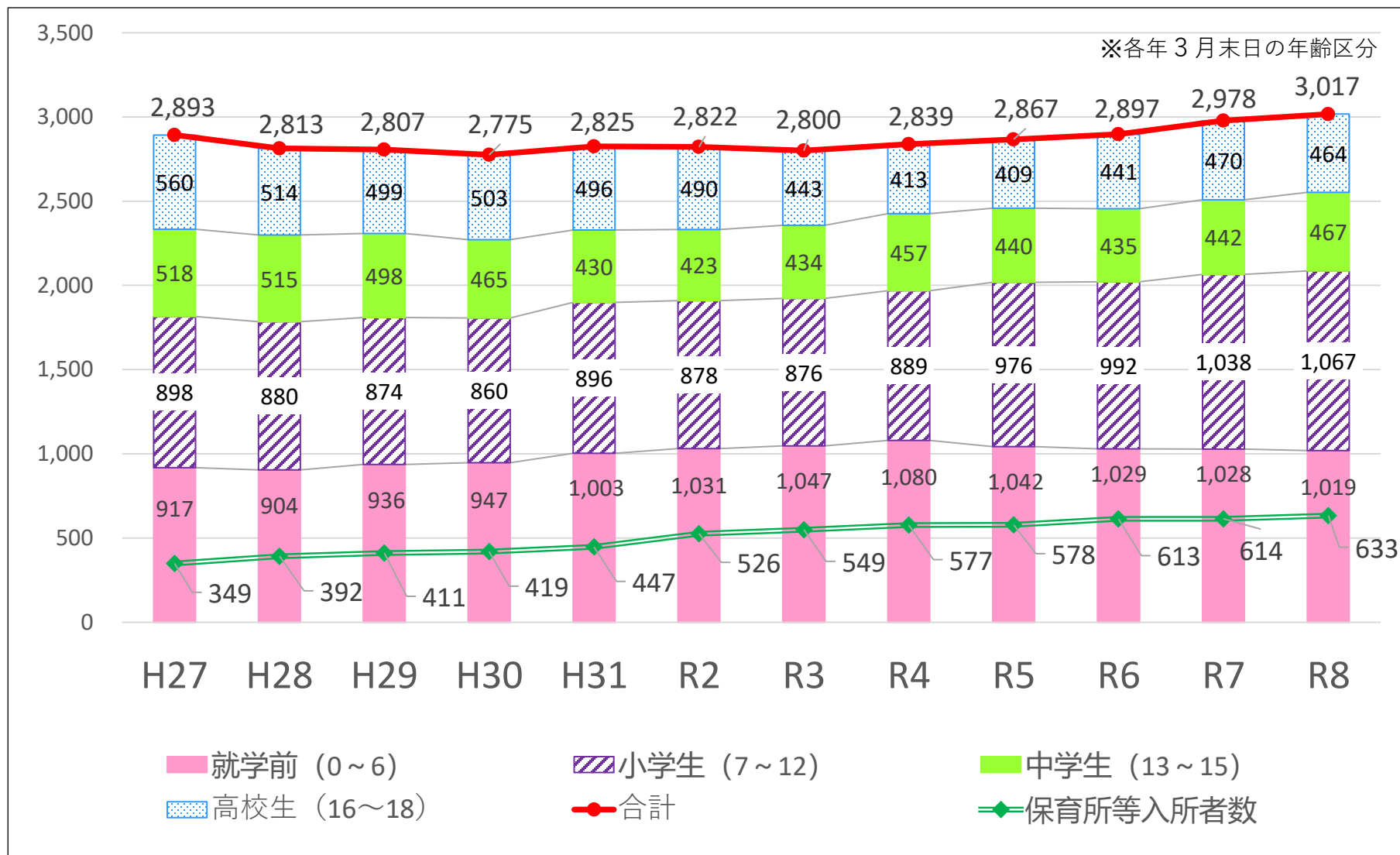
身体発育状況（身長・体重）、問診、診察（目・耳・皮膚・四肢運動障害の有無、精神発達の状況・歯科等）、歯科相談、栄養相談、保健相談



基山町の子ども（0～18歳）の人口推移



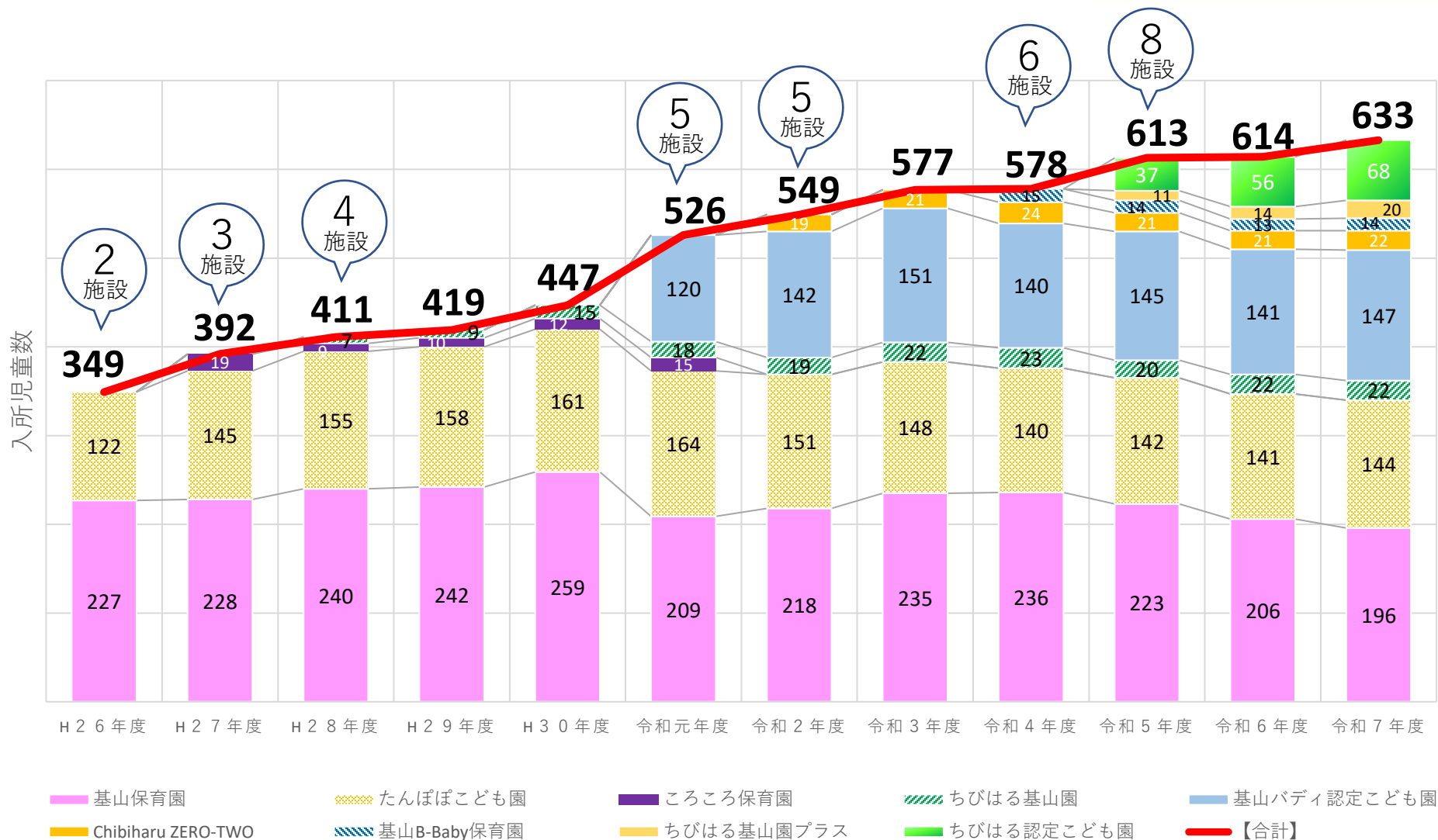
～ 多世代共創による“ちょうどいい”まち基山 ～



認可保育施設等 と 入所児童数の推移



～多世代共創による“ちょうどいい”まち基山～



自転車利用ルール（マナー）について

1. 自転車の基本的な交通ルール

【自転車安全利用五則】

- ・ 車道が原則、左側を通行、歩道は例外、歩行者を優先
- ・ 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ・ 夜間はライトを点灯
- ・ 飲酒運転は禁止
- ・ ヘルメットを着用

2. 歩道を通行できる場合

自転車は車道通行が原則ですが、次のようなときは、普通自転車は歩道を通行することができます。

- (1) 道路標識・道路標示で歩道を通行することができるとされているとき



普通自転車歩道通行可

- (2) 13歳未満の方若しくは70歳以上の方又は一定の身体障害を有する方が運転するとき

- (3) 車道又は交通の状況により、自転車の通行の安全を確保するため、自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき

※道路工事や連続した駐車車両等のため車道の左側を通行することが難しいときや、著しく自動車の交通量が多い、車道の幅が狭いなど、通行すると事故の危険があるとき

3. 歩道を通行するときのルール

- (1) 普通自転車で歩道を通行する場合は、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げることとなる場合は、一時停止しなければなりません。

※徐行とは、直ちに停止することができるような速度で進行することをいいます。

- (2) 歩道に「普通自転車通行指定部分」が設けられている場合には、普通自転車通行指定部分を徐行しなければなりません。

※ただし、普通自転車通行指定部分については、歩行者がいない場合は、歩道の状況に応じた安全な速度と方法で進行することができます。

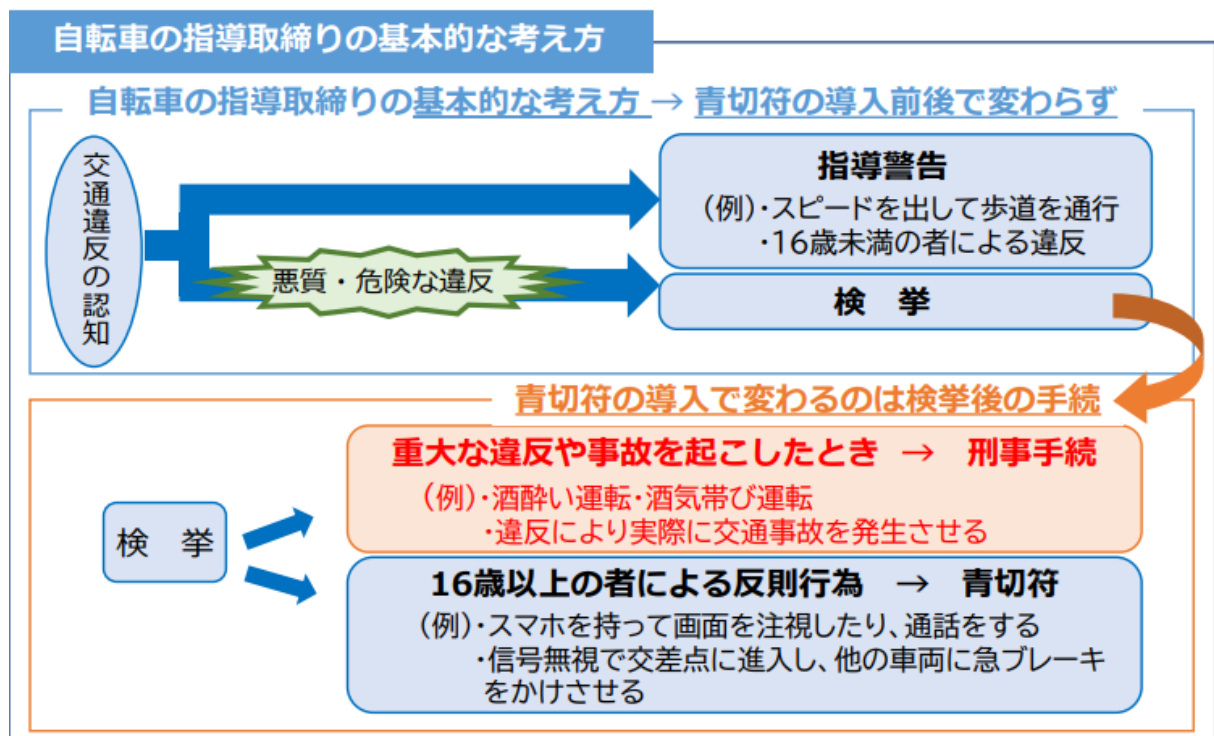
4. 2026 年 4 月から自転車にも交通反則通告制度が適用

交通反則通告制度とは、交通違反をした場合の手続を簡略化するための仕組みです。一定期間内に反則金を納めると、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けずに事件が処理されます。この時、発行される交通反則告知書がいわゆる「青切符」と呼ばれます。

【交通反則通告制度の対象者】

自転車の交通反則通告制度は、16 歳以上の自転車利用者が対象となります。15 歳以下は対象外となりますが、交通ルールを守めることは年齢に関わらず重要です。保護者や学校は子どもたちに対して交通安全教育を徹底し、安全な自転車利用を促す必要があります。

5. 自転車の指導取締りの基本的な考え方



【対象となる違反行為】

- ・ 信号無視
- ・ 指定場所一時不停止
- ・ 通行区分違反（右側通行、歩道通行など）
- ・ 通行禁止違反
- ・ 遮断踏切立入り
- ・ 歩道における通行方法違反
- ・ 制動装置不良自転車運転
- ・ 携帯やスマートフォンの使用
- ・ イヤホンをしながらの運転、傘を差しながらの運転の禁止 など

基山町教育大綱 第3期 改正内容

番号	ページ	改正箇所	改正後	改正前
1	4	基本目標1 オール基山で 子供を育む教育の推進 (1) 感動体験・成功体験 を積む教育の推進	<u>子ども</u> たちが社会との関わりを自覚しながら自ら 感じ学びとる力を育成していくために、 <u>多世代共創</u> <u>の理念のもと</u> 、家庭、学校、地域住民、関係機関等が 連携協力していく必要があります。 <u>子ども</u> たちが 様々な体験を積み、また、自らの目標や課題を設定 し、それに向かって主体的に行動できるように地域 が一丸となって支える体制を構築していきます。ま た、地域の魅力を広く発信し、ふるさと基山を愛する 子どもたちを育てます。	<u>子供</u> たちが社会との関わりを自覚しながら自ら感 じ学びとる力を育成していくために、家庭、学校、地 域住民、関係機関等が連携協力していく必要があり ます。 <u>子供</u> たちが様々な体験を積み、また、自らの目 標や課題を設定し、それに向かって主体的に行動で きるように地域が一丸となって支える体制を構築し ていきます。また、地域の魅力を広く発信し、ふるさ と基山を愛する子供たちを育てます。
2	5	(2) きやま式伴走型支援 の強化	<u>取組方針</u> ○ 子どもの医療費無償化や副食費、給食費助成等、 子育て世帯の負担を軽減させる取組を実施すると ともに、 <u>こども誰でも通園制度</u> や関係医療機関と の連携を強化して病児・病後児保育事業の充実を 図るなど安心して <u>子ども</u> を育む環境を整えます。	<u>取組方針</u> ○ 子どもの医療費無償化や副食費、給食費助成等、 子育て世帯の負担を軽減させる取組を実施すると ともに、関係医療機関との連携を強化して病児・病 後児保育事業の充実を図るなど安心して <u>子供</u> を育 む環境を整えます。
3	5		<u>取組方針</u> ○ <u>5歳児健康診査事業に取り組むことで子どもの</u> <u>発達を把握し、健診後のフォロー事業を実施する</u> <u>ことにより、一人一人の成長をサポートします。</u>	
4	6	(4) 防災・防犯・交通安 全の意識の向上	<u>取組方針</u> ○ 通学路点検等を適宜行い、安心・安全に通学で きる通学路を整備するとともに、 <u>自転車の交通違反</u> <u>に対する青切符制度の導入を踏まえ、交通ルール</u>	<u>取組方針</u> ○ 通学路点検等を適宜行い、安心・安全に通学で きる通学路を整備するとともに、交通ルールについ て、学校や地域での指導の強化を図ります。

番号	ページ	改正箇所	改正後	改正前
			について、学校や地域での指導の強化を図ります。	
5	8	基本目標2 「生きる力」 を育む学校教育の推進と教育環境の充実 (3) 健やかな体を育む教育の推進	取組方針 ○ 「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」にしたがって、学校と地域の連携を深めた新たな部活動のスタイルを段階的に取り入れるなど、<u>中学校部活動</u>の改革を進めます。	取組方針 ○ 「<u>学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン</u>」にしたがって、学校と地域の連携を深めた新たな部活動のスタイルを段階的に取り入れるなど、<u>中学校運動部活動</u>の改革を進めます。
6	9	(5) 教育を支える人材と環境の整備	取組方針 ○ <u>基山中学校体育館の建て替えや小学校体育館空調設備の整備など</u>、学校施設・設備の充実や学習環境の提供に計画的に取り組めます。	取組方針 ○ 学校施設・設備の充実や学習環境の提供に計画的に取り組めます。
7	11	基本目標4 多彩な文化芸術と学術の振興 (3) 図書館によるアカデミック空間創出	<u>開館10周年を迎えた図書館は</u>、変化し続ける社会の中で、人生100年時代を心豊かに生きがいを持って暮らしていくために、町民一人一人が生涯にわたって学び続けることをまちの文化的情報（知・学・交流）の拠点として支援していくとともに、他の組織と連携した幅広い学びの支援と情報発信を行っていきます。	図書館は、変化し続ける社会の中で、人生100年時代を心豊かに生きがいを持って暮らしていくために、町民一人一人が生涯にわたって学び続けることをまちの文化的情報（知・学・交流）の拠点として支援していくとともに、他の組織と連携した幅広い学びの支援と情報発信を行っていきます。
8	12		取組方針 ○ <u>町立図書館がレファレンスや団体貸出を行うこと</u>で学校図書室との連携を強化し、子どもたちの多様な学びや生きる力と心を育む教育を支援し、人間性豊かな子どもの育成につながる読書環境の	取組方針 ○ 学校図書室との連携を強化し、子どもたちの多様な学びや生きる力と心を育む教育を支援し、人間性豊かな子どもの育成につながる読書環境の充実を図ります。

番号	ページ	改正箇所	改正後	改正前
			充実を図ります。	
9	13	基本目標5 豊かな文化遺産・伝統文化の保存と継承 (2) 文化財の活用と魅力発信	取組方針 ○ 歴史的風致維持向上計画に基づいて計画的に事業を行い、<u>ガイダンスセンター建設</u>など、文化財等を利活用したまちづくりを推進していきます。	取組方針 ○ 歴史的風致維持向上計画に基づいて計画的に事業を行い、<u>ガイダンスセンター建設の検討</u>など、文化財等を利活用したまちづくりを推進していきます。
10	13	基本目標6 夢・感動と活力を生むスポーツの振興 (1) 夢・感動と活力を生むスポーツの振興	国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催をきっかけとして、 <u>レガシー事業を推進するとともに、</u> 町内におけるスポーツに対する関心度を高め、町民の心身の健康を向上させるため、青少年スポーツ、プロスポーツ、高齢者でも実施できる軽スポーツ等の各層、各分野におけるスポーツ振興に努めます。	国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会の開催をきっかけとして、町内におけるスポーツに対する関心度を高め、町民の心身の健康を向上させるため、青少年スポーツ、プロスポーツ、高齢者でも実施できる軽スポーツ等の各層、各分野におけるスポーツ振興に努めます。
11	13	(2) 青少年スポーツ・プロスポーツの振興	運動好きな <u>子ども</u> や日常から運動に親しむ <u>子ども</u> を増加させ、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身ともに健康で幸福な生活を営むことができる資質や能力の育成を図っていきます。	<u>新型コロナウイルス感染症の拡大によって子どもたちを取り巻く環境が一変した結果、子どもの体力レベルの低下傾向が進んでいます。</u> 運動好きな <u>子供</u> や日常から運動に親しむ <u>子供</u> を増加させ、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身ともに健康で幸福な生活を営むことができる資質や能力の育成を図っていきます。
12	13		取組方針 ○ 中学生期のスポーツ活動の充実をめざした<u>部活動</u>と地域スポーツの連携を深めます。	取組方針 ○ 中学生期のスポーツ活動の充実をめざした<u>運動部活動</u>と地域スポーツの連携を深めます。

番号	ページ	改正箇所	改正後	改正前
	14		○ サガン鳥栖や <u>SAGA 久光スプリングス</u> などの県内のプロスポーツを支援し、スポーツを身近に感じることができる環境を整えることで、子どもたちがスポーツに取り組むきっかけづくりに努めます。	○ サガン鳥栖や <u>久光スプリングス</u> などの県内のプロスポーツを支援し、スポーツを身近に感じることができる環境を整えることで、子どもたちがスポーツに取り組むきっかけづくりに努めます。
13	16	語句説明	性的マイノリティ 同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々の総称。 性的マイノリティのカテゴリーを表す言葉の一つとして「 <u>LGBTQ+</u> 」がある。	性的マイノリティ 同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々の総称。 性的マイノリティのカテゴリーを表す言葉の一つとして「 <u>LGBT</u> 」がある。
14	16	語句説明	「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」 令和7年5月に出された「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」の最終とりまとめを受け、令和7年12月に国が策定したもの。将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図るため、部活動改革及び地域クラブ活動の推進に関する国の考え方が提示されている。	「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」 スポーツ庁及び文化庁により令和4年夏に取りまとめられた部活動の地域移行に関する検討会議の提言を踏まえ、令和4年12月に国が策定したもの。学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方とともに、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方が提示されている。
15	17	語句説明	ガイダンスセンター 基山の歴史と文化を情報発信し、かつ町域で活動する関係団体の活動拠点とする施設を整備することで、情報共有を図り広がりのあるまちづくり活動へと結び付けていく建設予定施設で、維持向上すべき	

番号	ページ	改正箇所	改正後	改正前
			歴史的風致の多世代交流施設としても活用する。仮称として、きやまんもん文化遺産情報館(仮称)と歴史的風致維持向上計画に記述している。 令和7年11月に基本構想を策定し、基本方針で「基山の歴史文化や観光に関する情報発信施設」、「まちづくり関係団体が集う多世代交流施設」、「基山の歴史文化について見て・触れて・体験を通じて、基山町に住む子ども達をはじめ多世代に伝える施設」としている。	